

# 笛吹市第4次障害者基本計画

## 【 資料編 】

### 〈目 次〉

- 障害福祉サービス等の利用状況・・・74
- 市内障害者支援施設等一覧・・・82
- アンケート調査結果・・・84
- 計画策定の経過・・・96

# 障害福祉サービス等の利用状況

## 1. 障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

### ■ 介護給付・訓練等給付サービス利用者数

(人)

サービス名		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
介護給付	居宅介護	79	80	71	68	70
	重度訪問介護	9	10	13	12	12
	同行援護	2	4	6	7	7
	行動援護	19	19	20	20	21
	短期入所	77	81	82	89	94
	生活介護	151	149	144	148	150
	施設入所	80	76	71	71	72
	療養介護	7	6	8	8	8
訓練等給付	宿泊型自立訓練※	-	-	0	2	1
	自立生活援助※	-	-	0	2	2
	自立訓練（機能訓練）	1	1	1	0	0
	自立訓練（生活訓練）	2	5	7	6	4
	就労移行支援	8	5	2	8	14
	就労継続支援（A型）	23	23	27	29	31
	就労継続支援（B型）	100	108	108	113	134
	就労定着※	-	-	1	1	1
	共同生活援助	30	38	39	37	42
利用実人員		361	378	385	400	435

※各年度 4月1日現在（福祉総務課資料）

※宿泊型自立訓練、自立生活援助、就労定着はH30年度からのサービス

### ■ 障害支援区分認定状況

(人)

区分	30年度	元年度	2年度
区分1	1	2	2
区分2	38	52	40
区分3	45	60	48
区分4	55	51	57
区分5	50	61	55
区分6	72	71	73
計	261	297	275

※各年度 4月1日現在（福祉総務課資料）

### ■ 自立支援医療（更生医療）給付件数

(件)

障害区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
聴覚	1	0	0	1	12
肢体	0	0	0	0	0
心臓	20	8	7	11	6
腎臓	191	186	190	195	197
肝臓	1	1	1	1	1
その他	7	6	9	11	11
計	220	201	207	219	227

※各年度給付実績（福祉総務課資料）

■ 自立支援医療（育成医療）給付件数

(件)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
視覚		0	0	0	0	0
音声・言語等		19	16	12	11	12
肢体		0	3	2	1	3
心臓		4	3	3	10	7
直腸		0	0	0	0	0
その他		1	0	1	0	1
計		24	22	18	22	23

※各年度給付実績（福祉総務課資料）

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(人)

区分	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
受給者数		844	860	870	908	928

※各年度4月1日現在（山梨県障害福祉課資料）

■ 補装具費支給事業給付件数

(件)

補装具名	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
購入	義肢	7	5	6	3	4
	装具	25	23	15	20	21
	座位保持装置	2	1	4	3	10
	盲人安全つえ	2	6	8	2	1
	義眼	0	0	1	0	1
	眼鏡	5	0	3	1	1
	補聴器	24	15	34	30	39
	車いす	9	9	11	12	11
	電動車いす	0	1	0	3	2
	座位保持いす	2	0	1	0	1
	起立保持具	0	1	0	0	1
	歩行器	0	1	3	0	2
	歩行補助つえ	1	1	2	0	3
	意思伝達装置	1	0	0	0	2
修理		71	66	82	47	51
計		149	130	170	121	150

※各年度給付実績（福祉総務課資料）

## 2. 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス

### ■ 障害児通所支援サービス利用者数 (人)

サービス名	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
児童発達支援		19	17	29	25	28
医療型児童発達支援		0	0	0	0	0
放課後等デイサービス		56	61	72	95	119
保育所等訪問支援		4	7	13	11	6
計		79	85	114	131	153

※各年度 4月1日現在 (福祉総務課資料)

## 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく各種手当

### ■ 各種手当支給人数 (人)

手当名	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
特別児童扶養手当	1級	63	82	79	83	82
	2級	86	91	89	87	83
特別障害者手当		76	61	63	68	68
障害児福祉手当		28	31	31	41	39

※各年度未受給者数 (福祉総務課資料)

## 4. その他の障害福祉サービス

### ■ 重度心身障害者医療費助成制度受給者数 (人)

受給対象区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
身体障害者手帳	1.2.3級	1,824	1,758	1,753	1,699	1,622
療育手帳	A	93	94	93	99	98
精神保健福祉手帳	1.2級	307	264	276	272	275
障害基礎年金	1.2級	328	394	397	404	405
特別児童扶養手当	1.2級	72	97	94	80	80
計		2,624	2,607	2,613	2,554	2,480

※各年度未受給者数 (福祉総務課資料)

### ■ 福祉タクシー助成事業利用者数 (人)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
肢体不自由	1・2級	249	226	207	189	205
視覚障害	1・2級	70	65	66	64	61
療育手帳	A	8	11	11	12	12
要介護老人		3	3	4	2	4
内部障害	1級	166	176	179	159	169
聴覚障害※	1・2級	-	19	17	15	17
精神障害※	1級	-	13	11	7	8
計		502	513	495	448	476

※各年度助成実績 (福祉総務課資料)

※平成28年度から、助成対象に聴覚障害・精神障害を加えた。

### ■福祉タクシー助成事業におけるタクシー券利用状況

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
区分	タクシー券交付者数(人)	496	513	495	476	448
重度 タクシー券	交付枚数(枚)	11,078	11,300	10,906	10,784	10,260
	使用枚数(枚)	6,256	6,233	6,200	6,101	5,452
	使用率(%)	56.4	55.1	56.8	56.5	53.1
社会参加 タクシー券	交付枚数(枚)	11,078	11,300	10,906	10,784	10,260
	使用枚数(枚)	6,790	6,748	7,005	6,905	6,036
	使用率(%)	61.2	59.7	64.2	64.0	58.8
計	交付枚数(枚)	22,156	22,600	21,812	21,568	20,520
	使用枚数(枚)	13,046	12,981	13,205	13,006	11,488
	使用率(%)	58.8	57.4	60.5	60.3	55.9

※各年度利用実績(福祉総務課資料)

※重度タクシー券は県の補助を受け実施。社会参加タクシー券は、市単独で実施。ともに1月あたり2枚を交付

### ■難聴児補聴器購入費助成事業助成件数 (件)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
区分	助成件数	1	0	2	3	0

※各年度助成実績(福祉総務課資料)

### ■日常生活用具給付等事業給付件数 (件)

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
区分	主な品目					
介護・訓練支 援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト 他	2	1	5	1	1
自立生活支 援用具	入浴補助用具、電磁調理器、火災警報器 他	5	8	7	6	4
在宅療養等 支援助具	透析液加温器、ネブライザー(吸引器)、電気 式たん吸引器、盲人用体温計・体重計 他	12	6	7	11	8
情報・意思疎 通支援助具	点字ディスプレイ、点字器、視覚障害者用ポー タブルレコーダー、活字文書読上装置、拡大読 書器、人工咽頭、聴覚障害者用通信装置 他	30	32	49	38	45
排泄管理支 援用具	ストーマ用装具、紙おむつ、尿管器 他	1,443	1,474	1,549	1,658	1,686
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)					1	
計		1,492	1,521	1,617	1,715	1,744

※各年度給付実績(福祉総務課資料)

### ■社会参加支援事業利用状況

区分		年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ガイドヘルプ	利用登録者数(人)		165	166	165	159
	利用時間(時間)	個別	3375.5	3081.5	3,045.0	2,629.0
		グループ	284.0	133.0	114.5	130.5
移送サービス	利用登録者数(人)		160	153	152	159
	利用時間(時間)	個別	2172.0	2081.0	2,191.0	2,446.0
		グループ	109.0	18.0	2.0	0
日中一時支援	利用登録者数(人)		155	158	164	179
	利用時間(時間)	個別	11,301.5	11,494.0	11,235.5	9,834.0
		グループ	3,304.0	3,872.0	2,981.0	3,214.5
生活訓練等	利用登録者数(人)		17	32	3	0
	利用時間(時間)		60.0	78.5	2.0	0

※各年度利用実績(福祉総務課資料)

### ■地域活動支援センター事業利用者数

(人)

区分			年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
市 (社会福祉協議会へ運営委託)	I型	支援センターふえふき	現員	20				
			のべ	2,482	2,148	1,863	1,416	1,989
	III型	一宮夢ふうせん	現員	11				
			のべ	1,753	1,723	1,874	1,955	1,861
		八代育美会	現員	17				
			のべ	2,345	2,684	2,257	2,653	2,824
	かすがいふれあい工房	現員	16					
		のべ	2,868	2,553	2,228	2,105	2,593	
市内NPO 団体運営	基礎	ありがとう	現員	15				
			のべ	1,200	1,173	1,299	946	719
	III型	さくらハウス	現員	19				
			のべ	1,758	1,920	1,889	1,966	1,707
市外施設利用			現員	7				
			のべ	584	586	462	226	203
計			現員	105				
			のべ	12,990	12,787	11,872	11,267	11,896

※各年度利用実績。(福祉総務課資料)

### ■意思疎通支援事業(手話通訳等派遣)利用状況

区分		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
手話通訳者等登録人数(人)	手話通訳者		42	41	32	33	39
	要約筆記者		22	13	11	14	15
	計		64	54	43	47	54
手話通訳者等実利用人数(人)	手話通訳者		12	18	22	18	18
	要約筆記者		2	3	3	4	5
	計		14	21	25	22	23
手話通訳者等派遣件数(件)	手話通訳者		225	200	251	179	235
	要約筆記者		12	36	14	7	16
	計		251	236	265	186	251

※各年度利用実績。手話通訳者等登録人数は、各年度末日現在。(福祉総務課資料)

## 5. 相談支援事業など

### ■ 相談支援利用者数

(人)

区分	年度		30年度		元年度		
	29年度	うち基幹 ※	30年度	うち基幹 ※	元年度	うち基幹 ※	
障害者・障害児の別	障害者	538	208	523	243	522	228
	障害児	117	59	162	93	157	91
	計	655	267	685	336	679	319
障害種別	身体障害	103	45	114	64	106	56
	重症心身障害	2	1	5	2	11	1
	知的障害	200	73	214	88	228	88
	精神障害	201	66	197	90	175	71
	発達障害	64	37	79	49	75	45
	高次脳機能障害	19	7	6	0	5	2
	その他	66	38	70	43	79	56
	計	655	267	685	336	679	319

※各年度利用実績。基幹相談支援センターと委託相談事業者の総計（福祉総務課資料）

※「うち基幹」は、全体の相談人数のうち基幹相談支援センターが対応した人数

### ■ 支援方法別相談支援件数

(件)

区分	年度		30年度		元年度	
	29年度	うち基幹 ※	30年度	うち基幹 ※	元年度	うち基幹 ※
訪問	762	48	513	63	565	55
来所相談	464	154	440	180	664	210
同行	181	16	193	25	190	24
電話相談	1,788	400	2,005	494	2,170	378
電子メール	9	2	29	0	35	1
個別支援会議	409	116	388	177	400	196
関係機関調整	2,920	756	3,748	1,743	3,495	1,458
その他	26	1	16	0	7	0
計	6,559	1,493	7,332	2,682	7,526	2,322

※各年度利用実績。基幹相談支援センターと委託相談事業者の総計（福祉総務課資料）

※「うち基幹」は、全体の相談件数のうち基幹相談支援センターが対応した件数

■ 相談内容別相談支援件数

(件)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
福祉サービス利用等		1,322	1,848	2,366	2,868	3,329
障がいや病状の理解		389	401	765	668	496
健康・医療		579	788	1,128	1,201	1,463
不安解消・情緒安定		930	871	740	831	1,147
保育・教育		189	193	355	295	594
家族関係・人間関係		298	424	908	1,053	1,277
家計・経済		288	404	830	497	821
生活技術		364	679	819	773	1,415
就労		328	662	646	755	806
社会参加・余暇活動		325	258	460	204	773
権利擁護		970	110	192	144	153
差別解消		0	1	0	2	70
その他		428	425	371	611	158
計		6,410	7,064	9,580	9,902	12,502

※各年度利用実績。基幹相談支援センターと委託相談事業者の総計（福祉総務課資料）

■ 成年後見利用支援事業（市長による後見申立て）件数

(件)

区分	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	計
市長申立て件数		3				2		2		4	4	7	18	40
類型	成年後見人	2				1		2		4	4	5	12	30
	保佐人	1				1						2	6	10
	補助人													
後見人選任者	市民後見人													
	法人後見人	1				2		1		1		1	5	11
	弁護士	2						1		2	4	3	7	19
	司法書士							1		1			5	7
	行政書士													
	親族													
	その他											3	3	6

※各年度申立て実績（福祉総務課資料）

■ 障害者虐待に関する通報および認定件数

(件)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
障害者虐待に関する通報件数		10	5	7	3	6
虐待を受けたとされる障害者の障害種別※	身体障害			3	1	1
	知的障害	8	1	3	2	3
	精神障害	2	4	1		4
	不明（匿名）			1		
虐待を行ったとされる人の種別	養護者	6	2	2	2	4
	施設従事者	4	3	5	1	2
	使用者					
虐待の類型※	身体的虐待	6	3	5	2	5
	心理的虐待	5	2	3	1	2
	経済的虐待	3	1	1		2
上記のうち虐待と認定された件数		4				2

※各年度支援実績（福祉総務課資料）

※障害種別、虐待の類型は、1事案に対し重複があるため、合計数が通報件数に合致しない場合がある。



## 6. その他の関係資料

### ■ 障害児の学童保育利用状況

(人)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
学童保育を利用する障害児の数		25	32	35	23	16

※各年度末日現在。(子育て支援課資料)

※障害児は、障害者手帳(身体・療育)所持者および特別児童扶養手当受給対象児のほか支援学級在籍児童等をカウント

### ■ 障害児の保育所入所状況

(人)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
身体障害		8	8	9	6	3
知的障害		5	5	4	8	9
その他(発達障害等)		21	22	13	29	19
計		34	35	26	43	31

※各年度末日現在。認定こども園分を含む(子育て支援課資料)

※障害児は、障害者手帳(身体・療育)所持者及び特別児童扶養手当受給対象児のほか、医療機関等により身体障害、知的障害、発達障害等と診断された児童のうち各園で把握している児童をカウント

### ■ 市内小中学校の特別支援学級在籍児童・生徒数

(人)

区分	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学校	知的障害	27	30	29	43	47
	自閉症・情緒障害	60	64	66	73	70
	肢体不自由	4	4	4	4	6
	難聴	3	2	2		
	病弱			1	2	5
計	94	100	102	122	128	
中学校	知的障害	18	13	15	19	24
	自閉症・情緒障害	20	21	29	32	43
	肢体不自由	2	1	2	1	2
	難聴					
	病弱					1
計	40	35	46	52	70	

※各年度4月1日現在(学校教育課資料)

### ■ 市内児童・生徒の特別支援学校等への就学状況

(人)

区分	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
幼稚部		1			1	1
小学部		33	28	25	31	29
中学部		27	28	24	25	14
高等部		46	50	49	49	42
計		107	106	98	106	86

※各年度5月1日現在(山梨県教育委員会資料)

## 市内障害者支援施設等一覧

### 障害者（児）支援施設

(令和3年1月現在)

	施設名	運営主体	所在地	主な実施サービス
1	障害者支援施設 美咲園	(福)美咲会	笛吹市八代町北 175-1	施設入所・生活介護・短期入所
2	通所美咲	(福)美咲会	笛吹市八代町北 236	就労継続B
3	ハーモニー	(福)和音の郷	笛吹市石和町下平井 329	生活介護・生活訓練・就労継続B・日中一時
4	ハーモニーひろせ	(福)和音の郷	笛吹市広瀬 222-1	生活介護
5	つくしの家	(福)つくし会	笛吹市石和町小石和 1802-1	生活介護・就労継続B
6	石和授産園	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町四日市場 1632-4	生活介護・放課後デイ
7	創造工房 くわの家	(合)カナエール	笛吹市春日居町桑戸 302-1	生活介護・就労継続B・日中一時
8	短期入所 サクラダ	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町四日市場 823	短期入所
9	グループホームとうか	(一財)新約同人会	笛吹市一宮町末木 374-106	グループホーム
10	あっとけあハウス	(株)あっとけあ	笛吹市石和町山崎 102-2	グループホーム
11	山崎荘	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町四日市場 837-6	グループホーム
12	第2山崎荘	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町四日市場 837-5	グループホーム
13	エクセレントサクラダA	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町四日市場 823	グループホーム
14	エクセレントサクラダB	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町四日市場 823	グループホーム
15	みなてらす	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町広瀬 494	放課後等デイサービス・就労移行
16	どれみ	(福)和音の郷	甲府市川田町 933-35	放課後デイ・日中一時
17	ママとこどもの放課後教室 石和教室	(株)小松遊覧農場	笛吹市石和町窪中島 587-104	放課後デイ
18	放課後等デイサービス つくしんぼ	(合)ていだ	笛吹市境川町石橋 2278-1	放課後デイ・日中一時
19	放課後等デイサービスたけのこ	(合)ていだ	笛吹市境川町石橋 2280-2	放課後デイ・日中一時
20	ベイス	(株)スマイルサポート	笛吹市石和町駅前 12-3	放課後デイ
21	放課後等デイサービスぴーす	医療法人桃花台	笛吹市一宮町坪井 1745	放課後デイ
22	いちばん星☆	Amarieightjapan(株)	笛吹市石和町広瀬 623-1 (2F)	放課後デイ・日中一時
23	NPO 法人ありがとう	(NPO) ありがとう	笛吹市御坂町栗合 87	地域活動支援センター(基礎型)・日中一時支援
24	障害者地域活動支援センターふえぶき	(福)笛吹市社会福祉協議会	笛吹市石和町市部 448	地域活動支援センター(I型)
25	さくらハウス石和	(NPO)さくらハウス石和	笛吹市石和町市部 448	地域活動支援センター(III型)
26	春日居ふれあい工房	(福)笛吹市社会福祉協議会	笛吹市春日居町寺本 142-1	地域活動支援センター(III型)

27	八代育美会	(福)笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南 326-1	地域活動支援センター(Ⅲ型)
28	スマイルいちのみや	(福)笛吹市社会福祉協議会	笛吹市一宮町竹原田 40	生活介護・就労継続 B
29	KEIPE 笛吹オフィス	KEIPE 株式会社	笛吹市石和町駅前 13-11 金子ビル 2 階	就労継続 A
30	希穂	(株)希穂	笛吹市御坂町成田 1739-7	就労継続 B

※ (福) …社会福祉法人 (合) …合同会社 (一財) …一般財団法人 (NPO) …NPO 法人  
 施設入所…施設入所支援サービス 生活介護…生活介護サービス 短期入所…短期入所サービス  
 就労継続 B…就労継続支援サービス B 型 放課後デイ…放課後等デイサービス 日中一時…日中一時支援サービス

### ■基本相談に関する笛吹市の相談窓口

(令和 3 年 1 月現在)

機関名		運営主体	所在地	電話番号
笛吹市障がい者基幹相談支援センター		笛吹市	笛吹市石和町市部 800	055-262-1274
委託 ※	支援センターふえふき	(福)笛吹市社会福祉協議会	笛吹市石和町市部 448	055-263-1777
	美咲園福祉支援センター	(福)美咲会	笛吹市八代町北 236	055-265-1850
	ハーモニー	(福)和音の郷	笛吹市石和町下平井 329	055-261-3377
	ぶどうの里	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町広瀬 494-1	055-288-9107

※障がい種別や年齢、障害者手帳の有無を問わず、障がい者やその家族等からの福祉サービスの利用や日常生活上のさまざまな困りごとに対応。市が設置する障がい者基幹相談支援センターのほかに、市が 4 か所の事業者に相談業務を委託している。

### ■障害者(児)計画相談・地域相談に関する相談支援事業所(市内)

(令和 3 年 1 月現在)

事業所名	運営主体	所在地	指定区分		
			指定特定	指定障害児	指定一般
支援センターふえふき	(福)笛吹市社会福祉協議会	笛吹市石和町市部 448	○	○	
ピーチ美咲相談支援事業所	(福)美咲会	笛吹市八代町北 236	○	○	
ハーモニー	(福)和音の郷	笛吹市石和町下平井 329	○	○	
あっとけあ相談支援事業所	(株)あっとけあ	笛吹市石和町山崎 102-2	○		○
相談支援事業所ぶどうの里	(福)ぶどうの里	笛吹市石和町広瀬 494-1	○	○	○
ありがとう	(特非)笛吹市障がい者を支える会 ありがとう	笛吹市御坂町栗合 87 御坂福祉センター内	○	○	

※指定特定…18 歳以上の障がい者を対象に、障害者総合支援法に基づくサービス利用のためのサービス等利用計画を作成  
 指定障害児…18 歳未満の児童を対象に、児童福祉法・障害者総合支援法に基づくサービス利用のための障害児支援利用計画を作成  
 指定一般…施設入所・入院等からの地域移行・地域定着に向けた相談支援を行う。

# アンケート調査結果

## 【アンケート調査の概要】

### ■ 調査対象

令和2年4月現在、笛吹市に居住する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち75歳未満の方1,000人を無作為に抽出

	総数	うち75歳未満	調査数
身体障害者手帳所持者	3,057	1,284	771
療育手帳所持者	465	444	92
精神障害者保健福祉手帳所持者	652	541	137
計	4,174	2,310	1,000

■ 調査期間 令和2年4月27日(月)～5月25日(月)

■ 調査方法 郵送配付・郵送回収による。

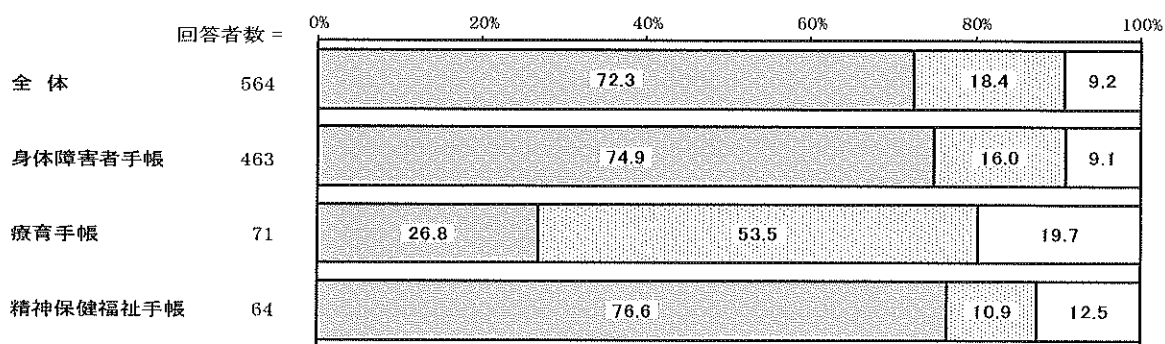
■ 回答方法 障がい者本人が記入(障がい等により本人が記入できない場合は、家族等が代筆または本人の意向を尊重して記入)

■ 回答数 564票(有効回収率 56.4%)

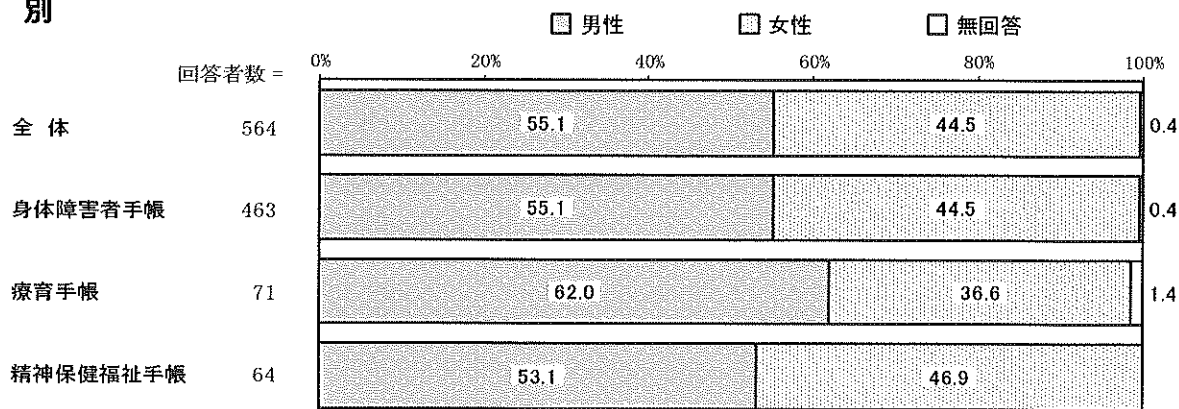
## 【回答者属性】

### ■ 回答者

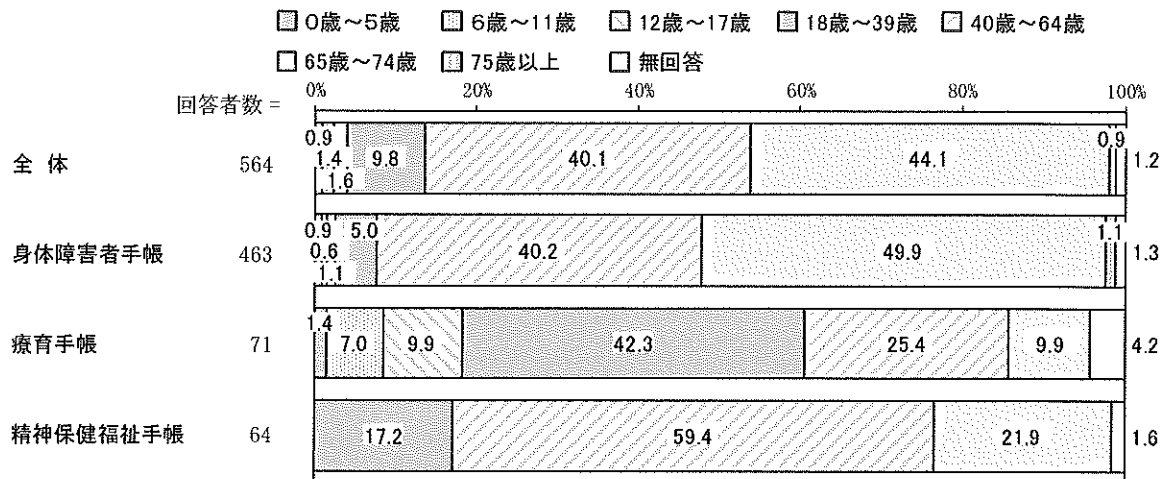
- 障がい者ご本人(家族や支援者による代筆の場合を含む。)
- 家族や支援者がご本人の意向を尊重して記入
- 無回答



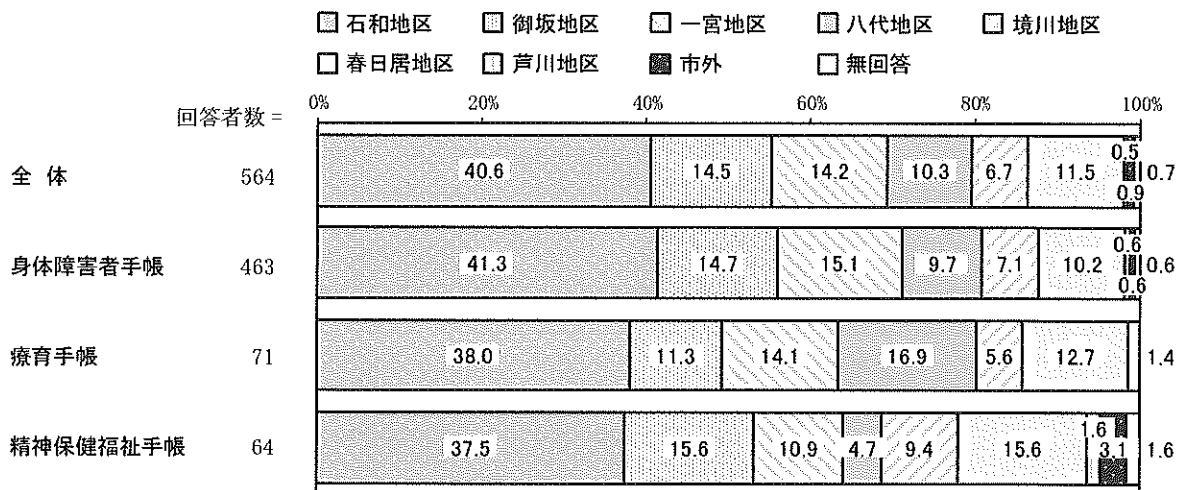
### ■ 性別



## ■年 齢

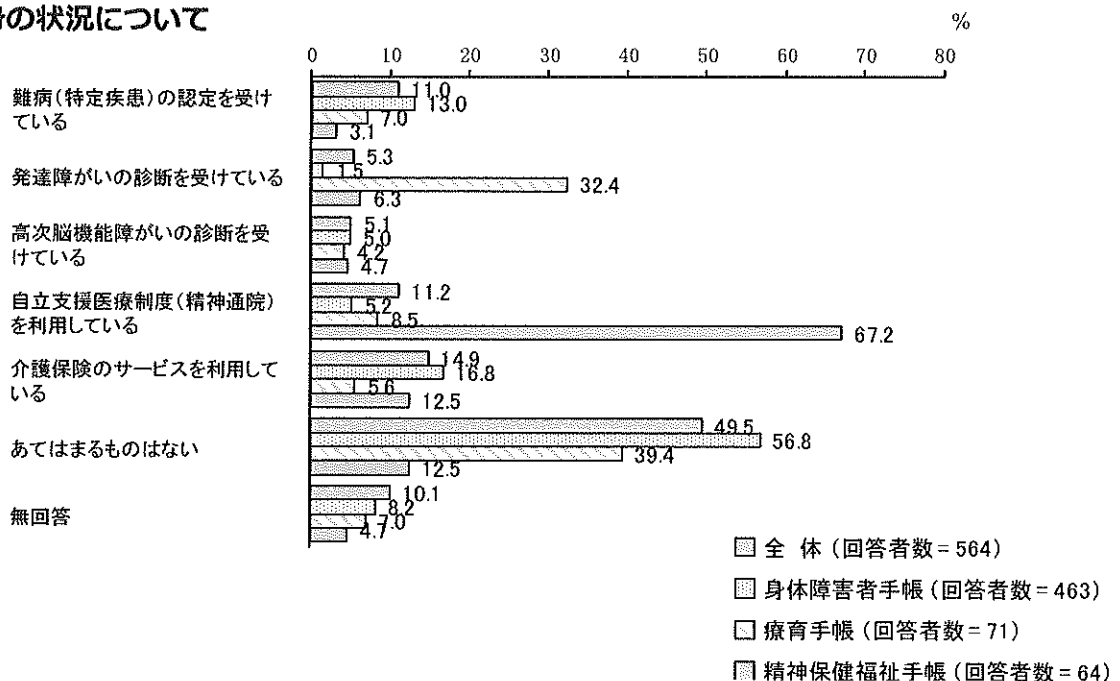


## ■居住地



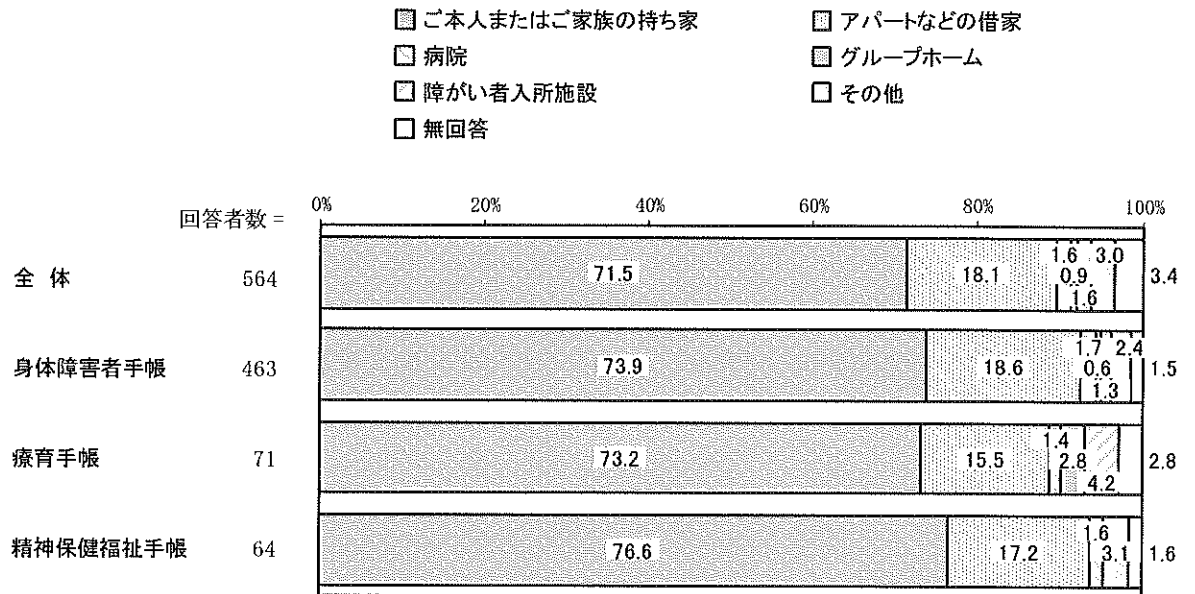
## 【心身の状況】

### ■心身の状況について

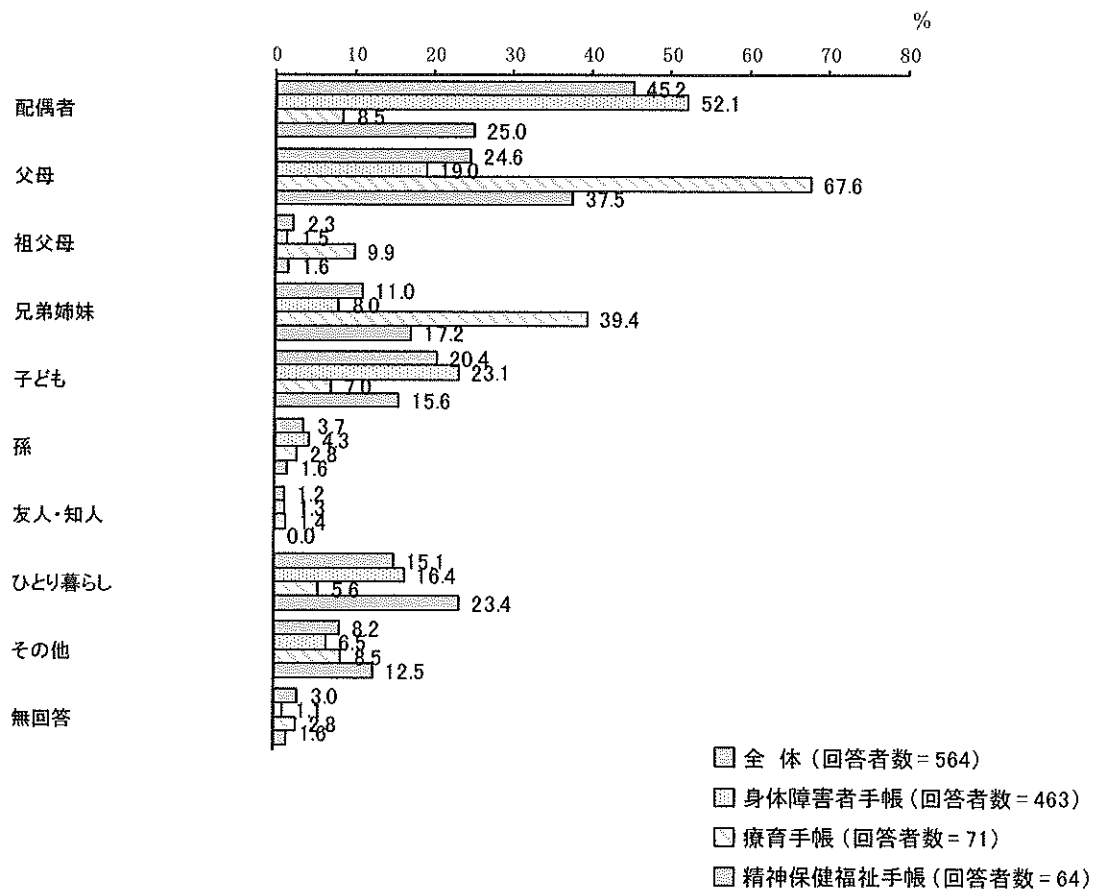


## 【生活や介助のこと】

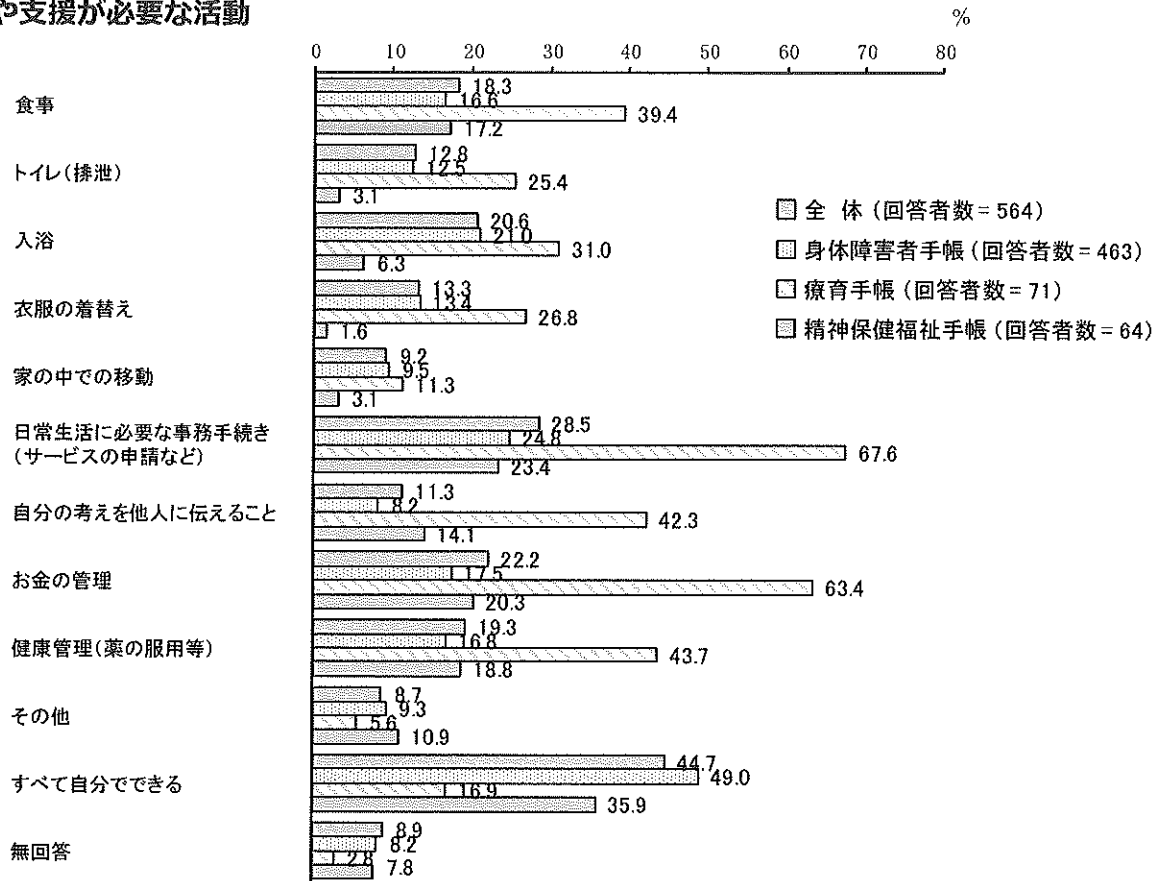
### ■現在の生活の場



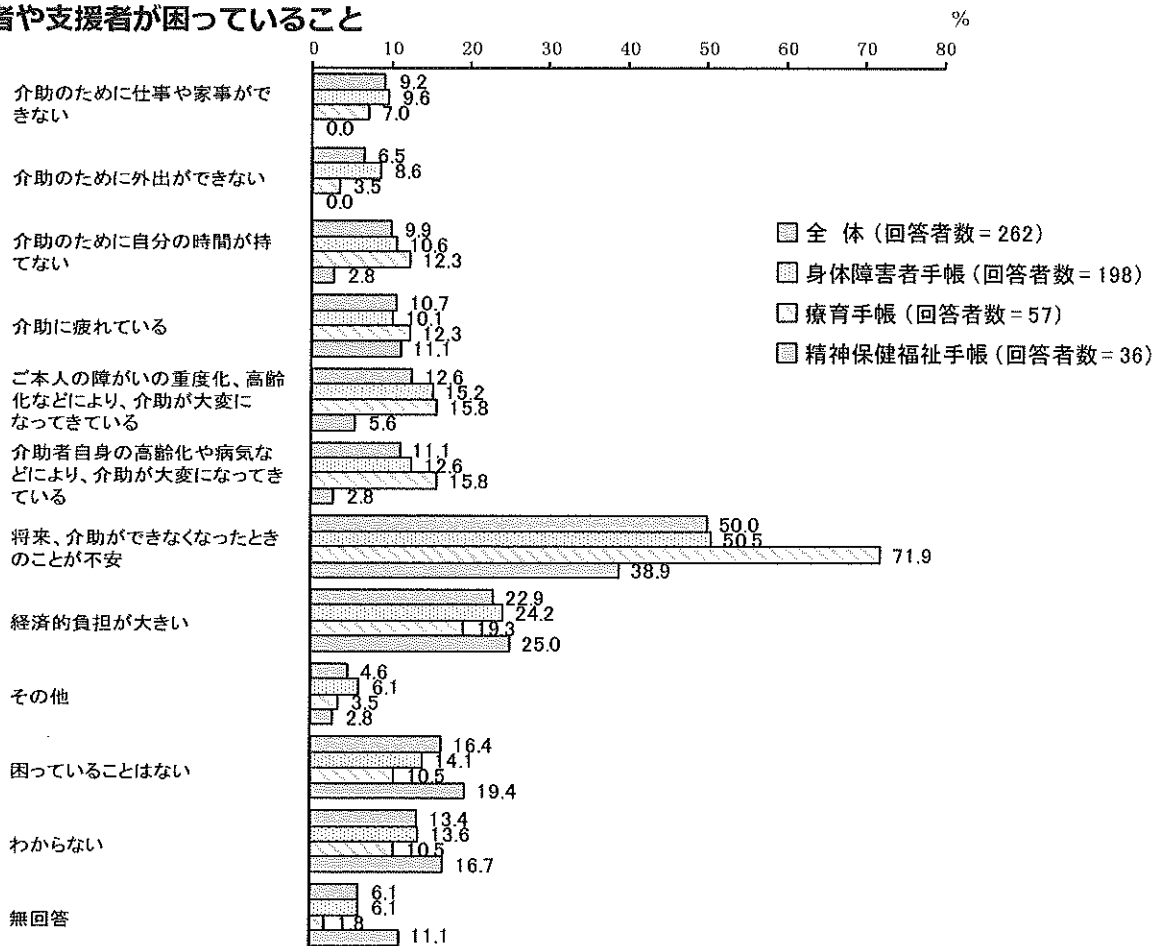
### ■同居している人



## ■ 介助や支援が必要な活動

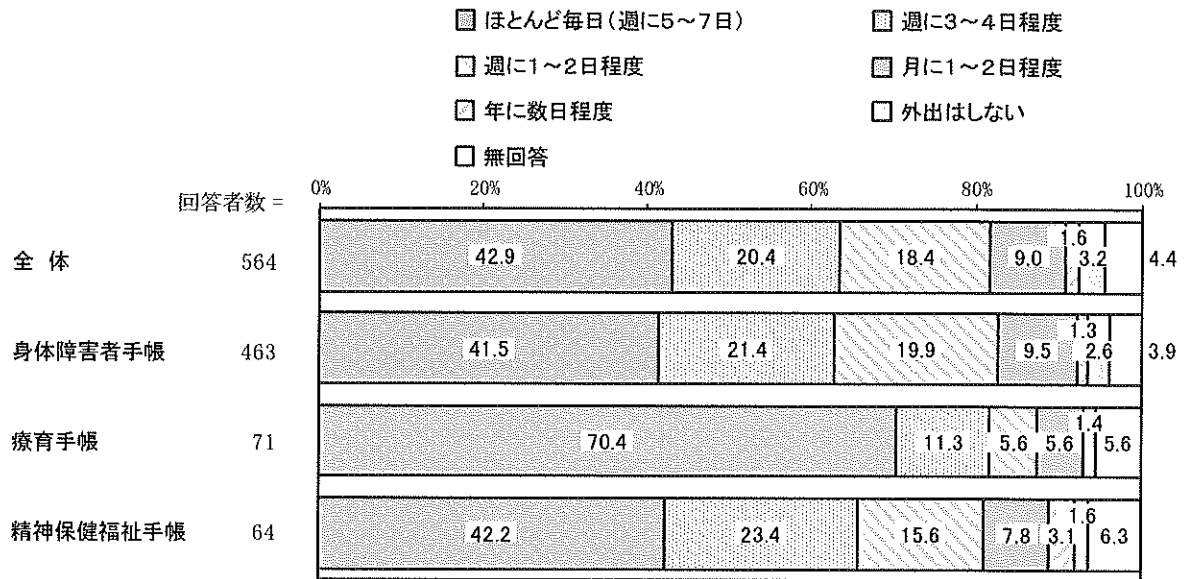


## ■ 介助者や支援者が困っていること

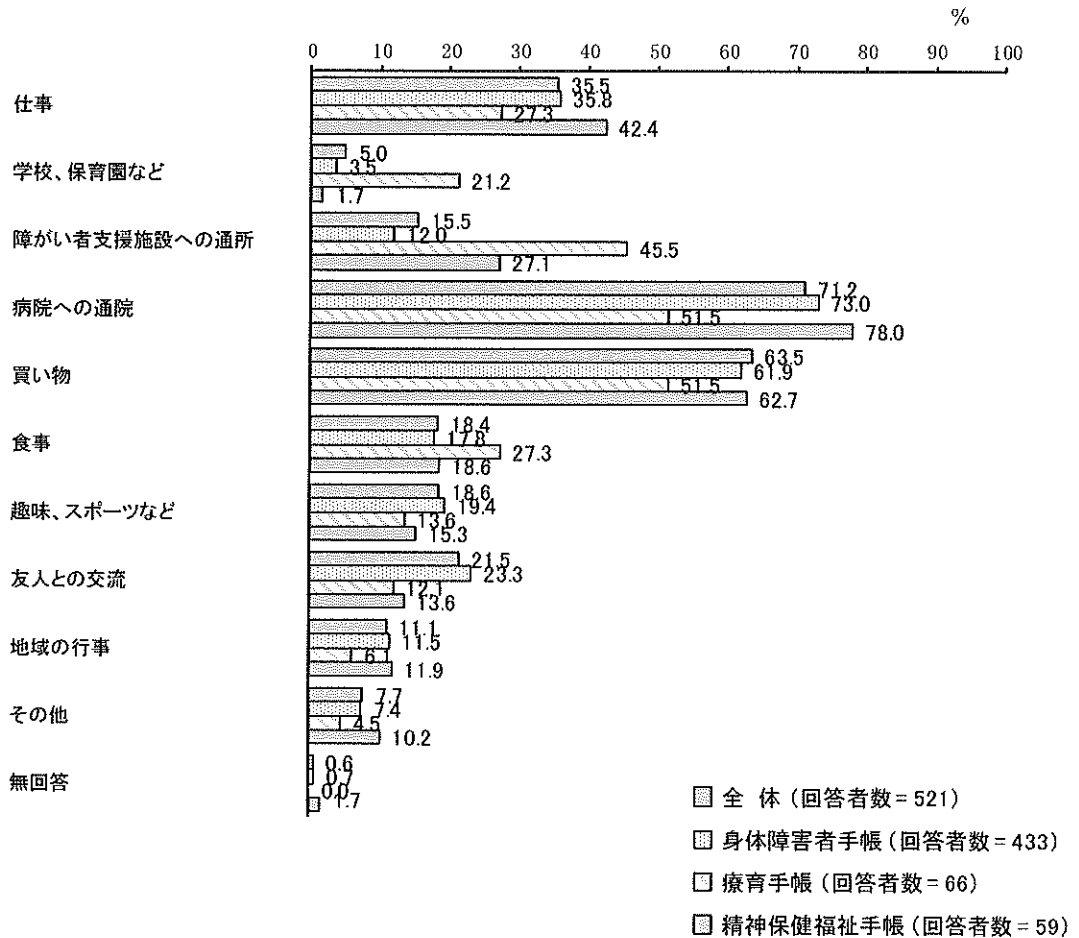


## 【外出のこと】

### ■外出する頻度（通勤、通学、通院含む）

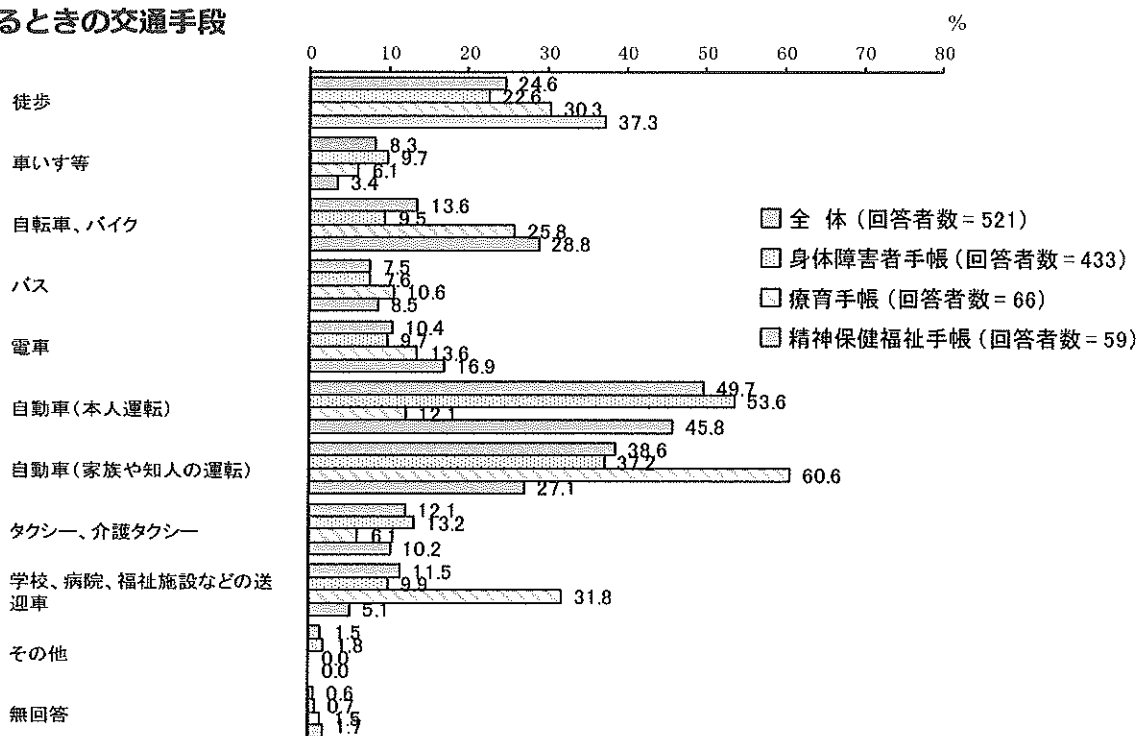


### ■外出する理由（通勤、通学、通院含む）



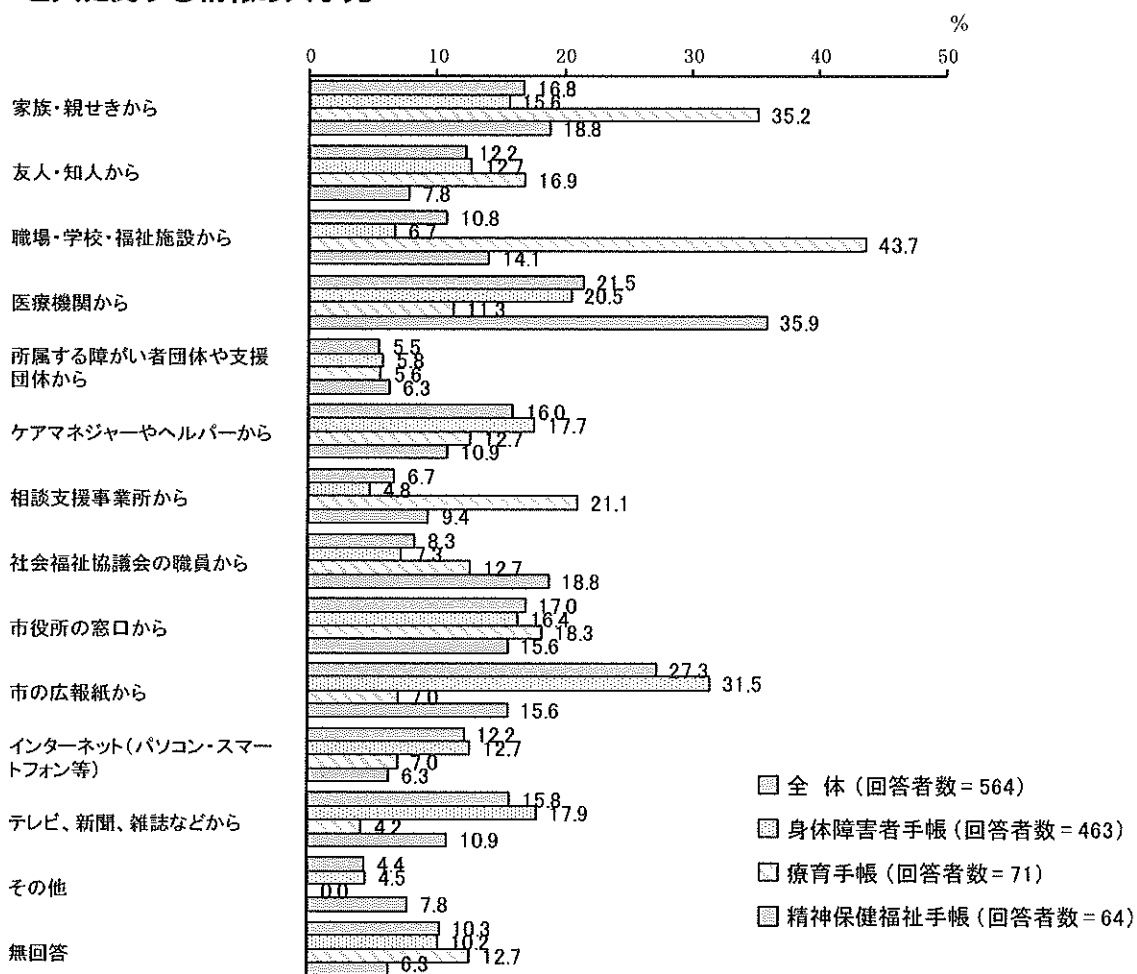


## ■外出するときの交通手段



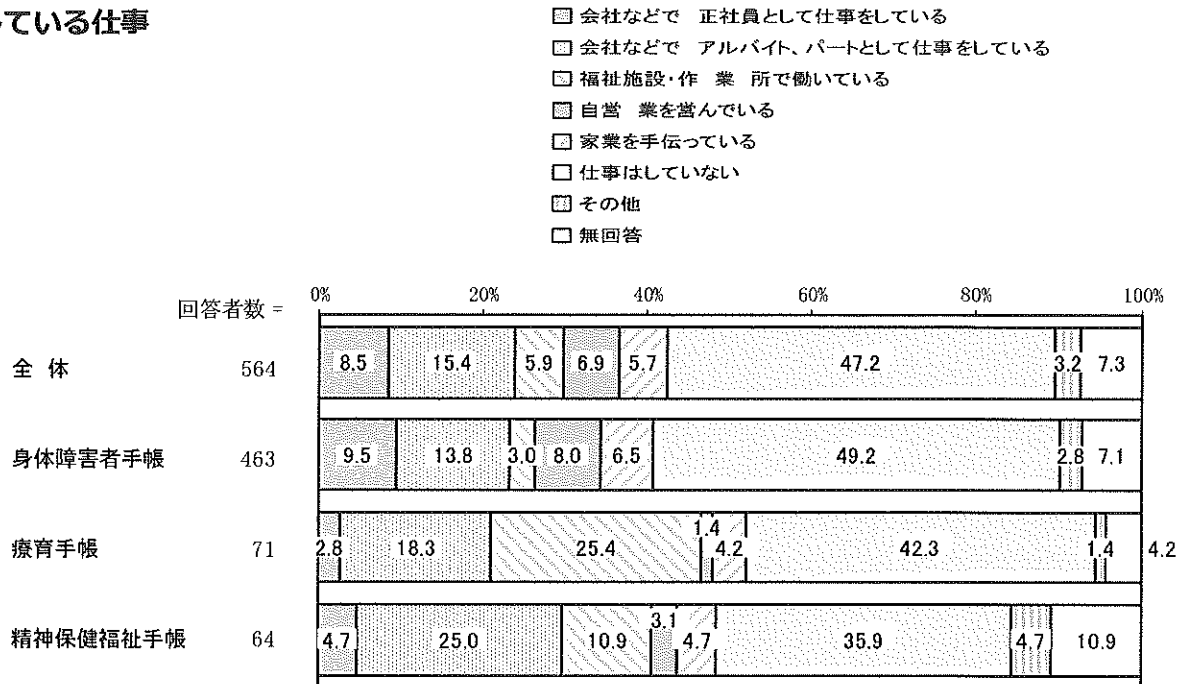
## 【障害福祉サービスのこと】

### ■福祉サービスに関する情報の入手先

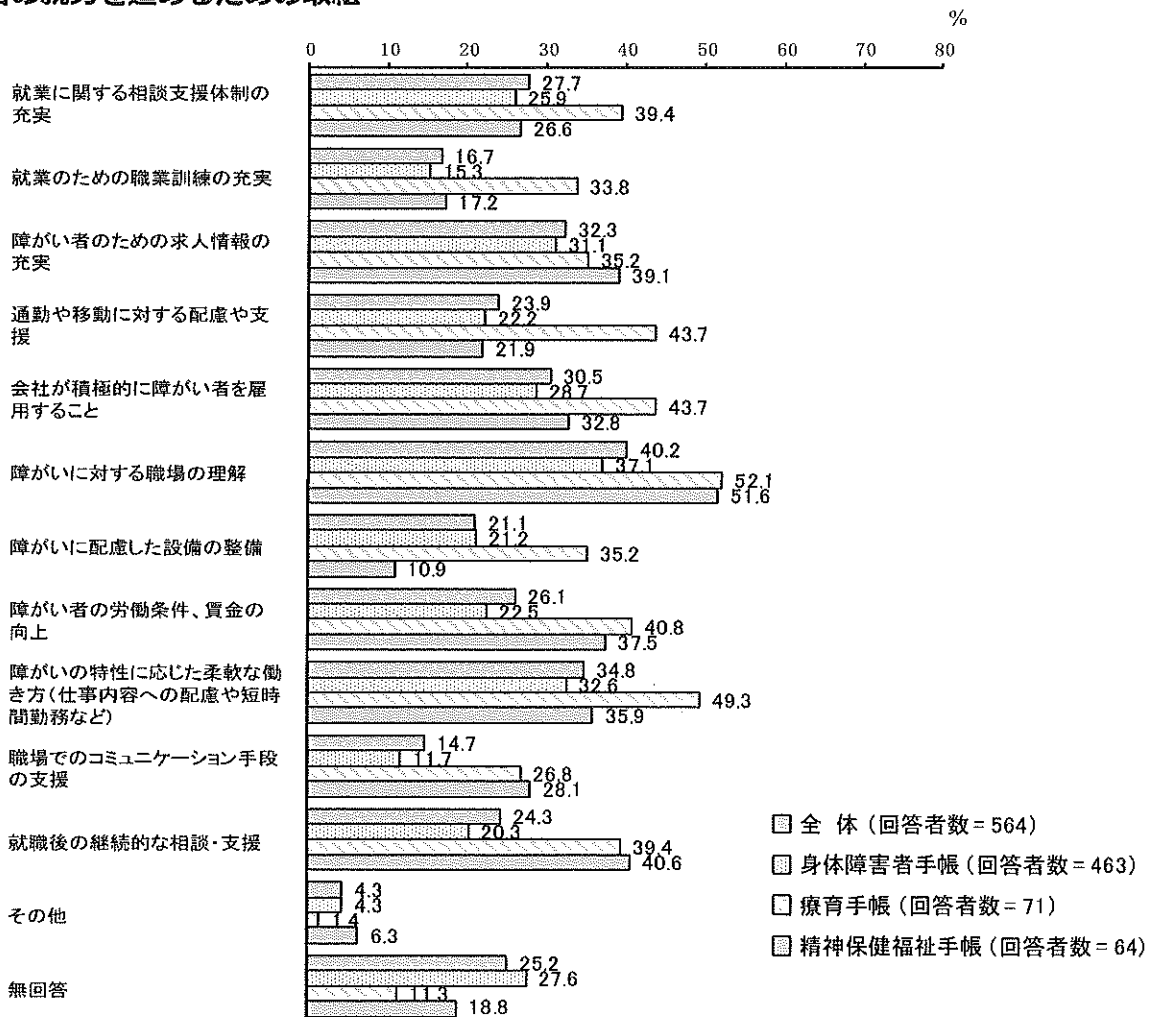


## 【仕事のこと】

### ■ 現在している仕事

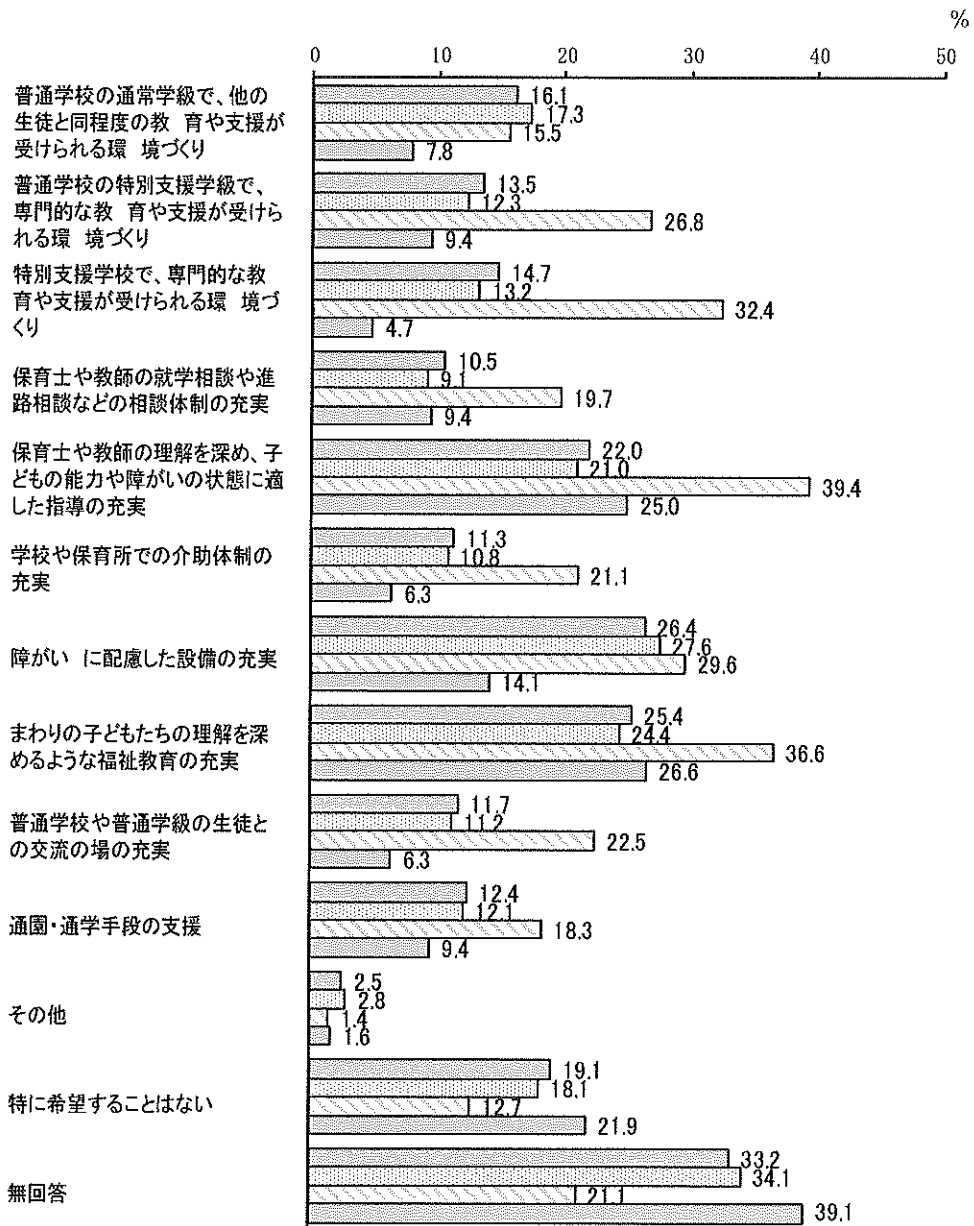


### ■ 障がい者の就労を進めるための取組



## 【教育や保育のこと】

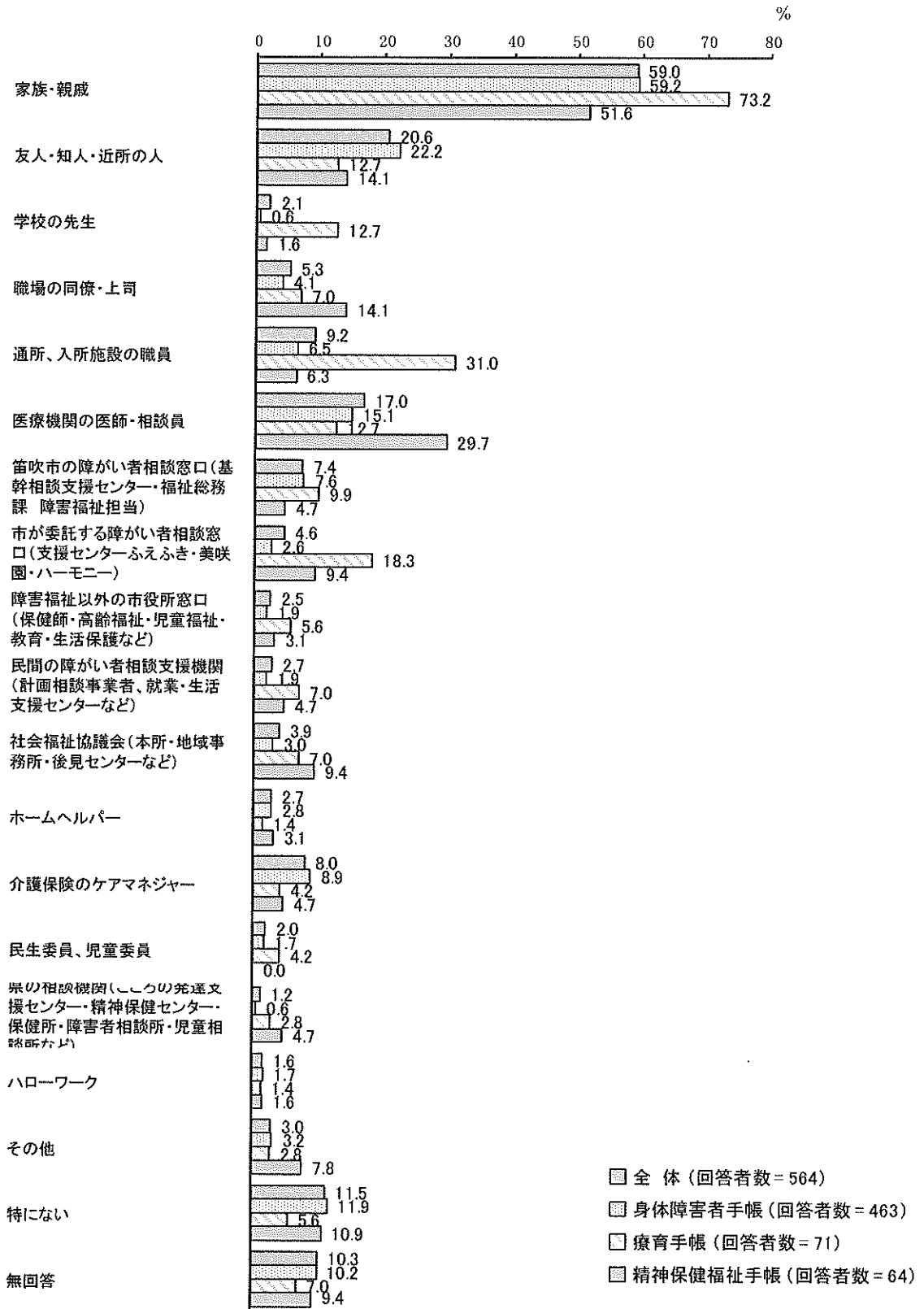
### ■ 教育や保育に望むことや市に優先して取組んで欲しいこと



- 全体 (回答者数 = 564)
- 身体障害者手帳 (回答者数 = 463)
- 療育手帳 (回答者数 = 71)
- 精神保健福祉手帳 (回答者数 = 64)

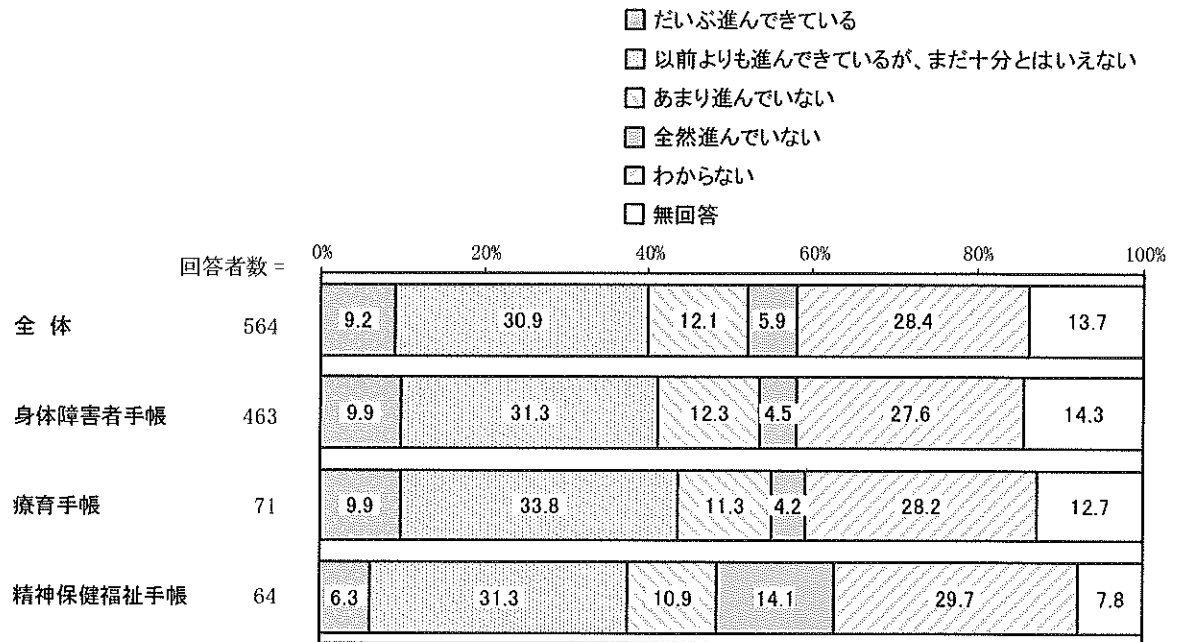
# 【困ったときの相談について】

## ■悩んでいることを相談する相手

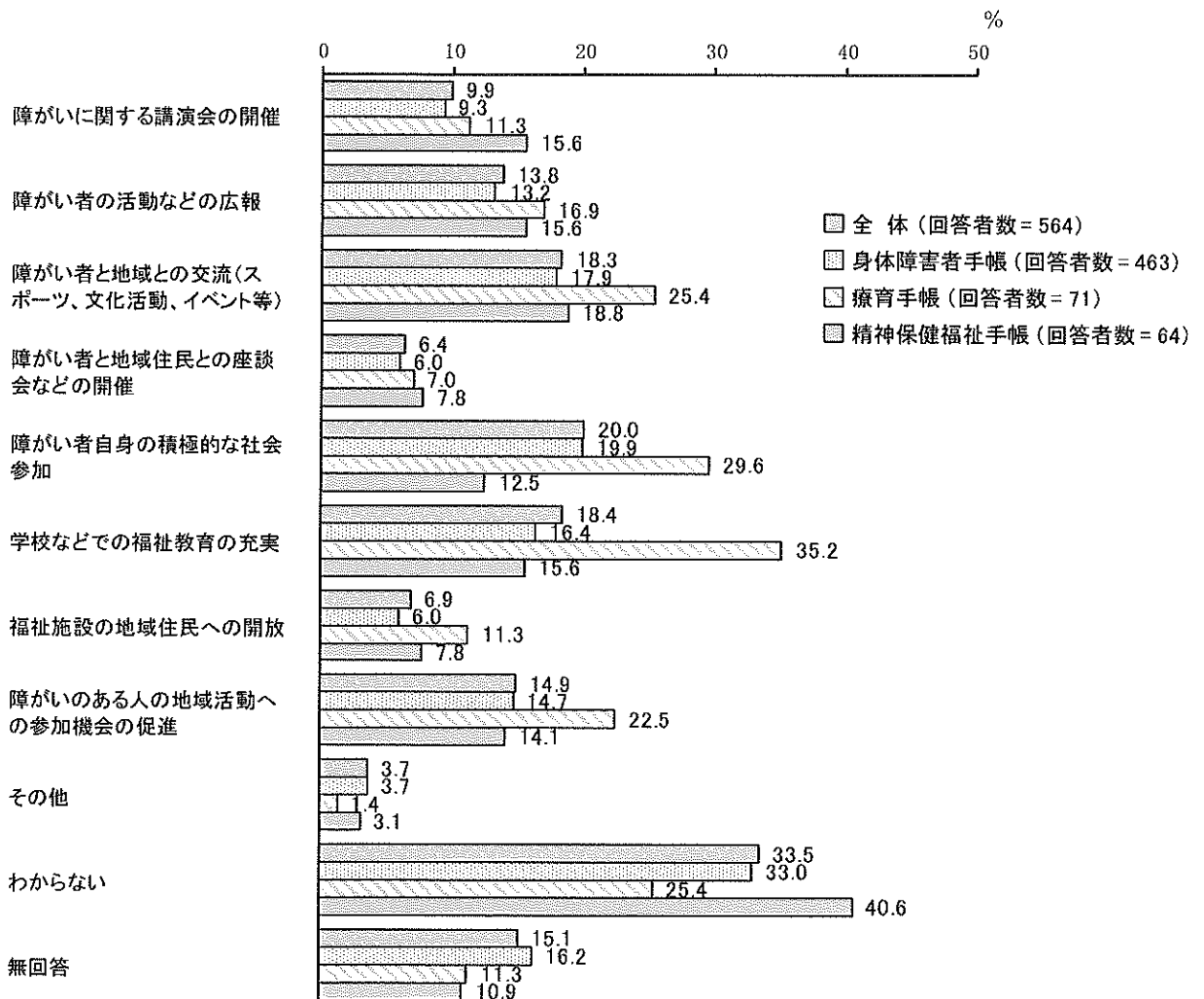


## 【「障がい」への地域の理解】

### ■ 「障がい」に対する地域、学校、職場の理解

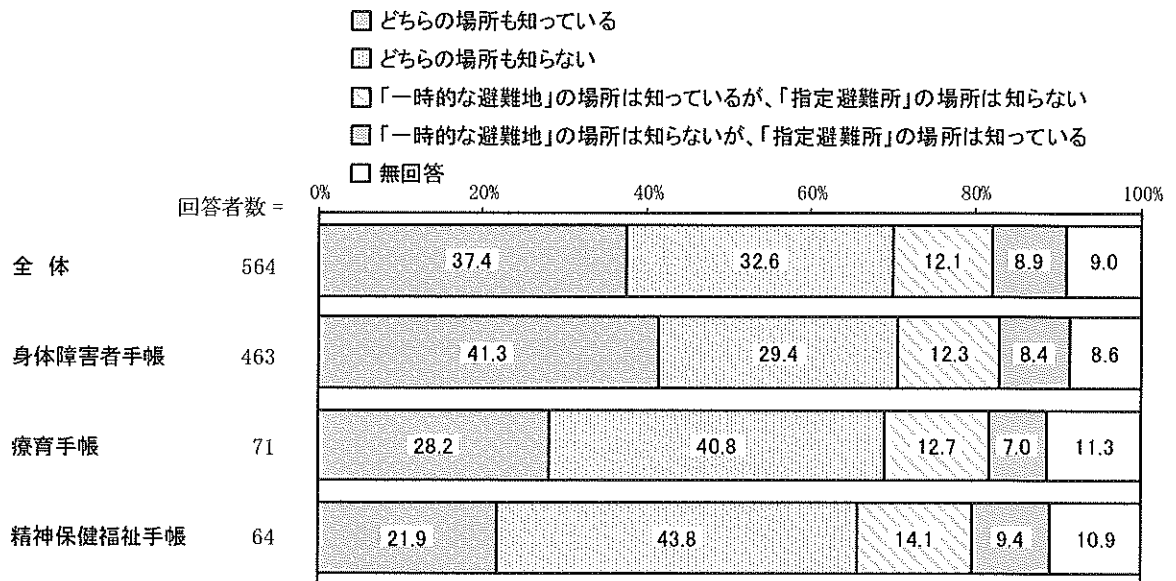


### ■ 「障がい」に対する地域の理解を深めるために必要なこと

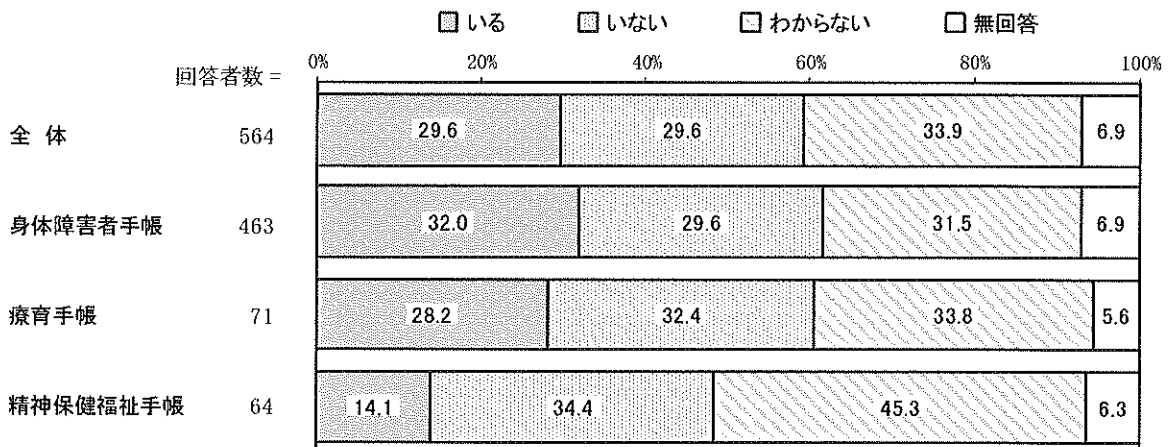


## 【災害時の対応】

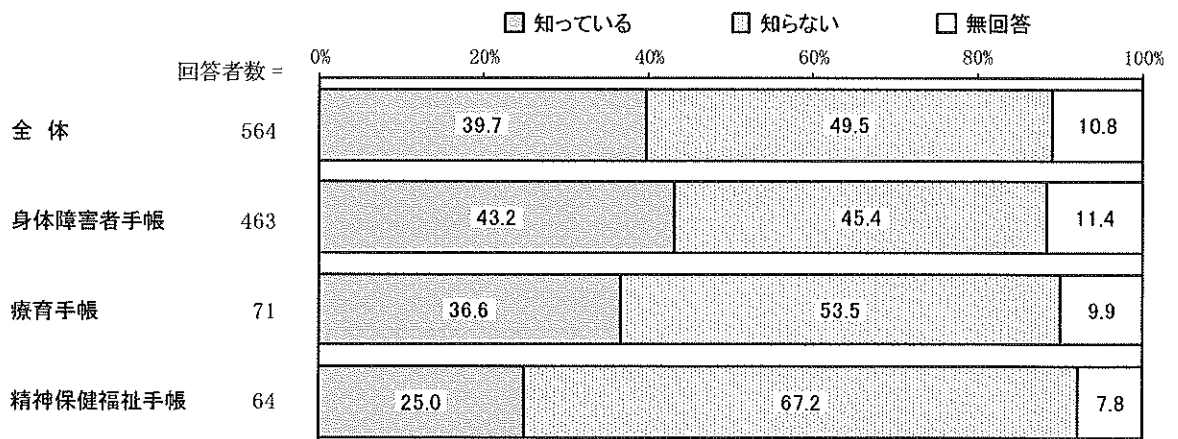
### ■ 「一時的な避難地」や「指定避難所」の場所を知っているか



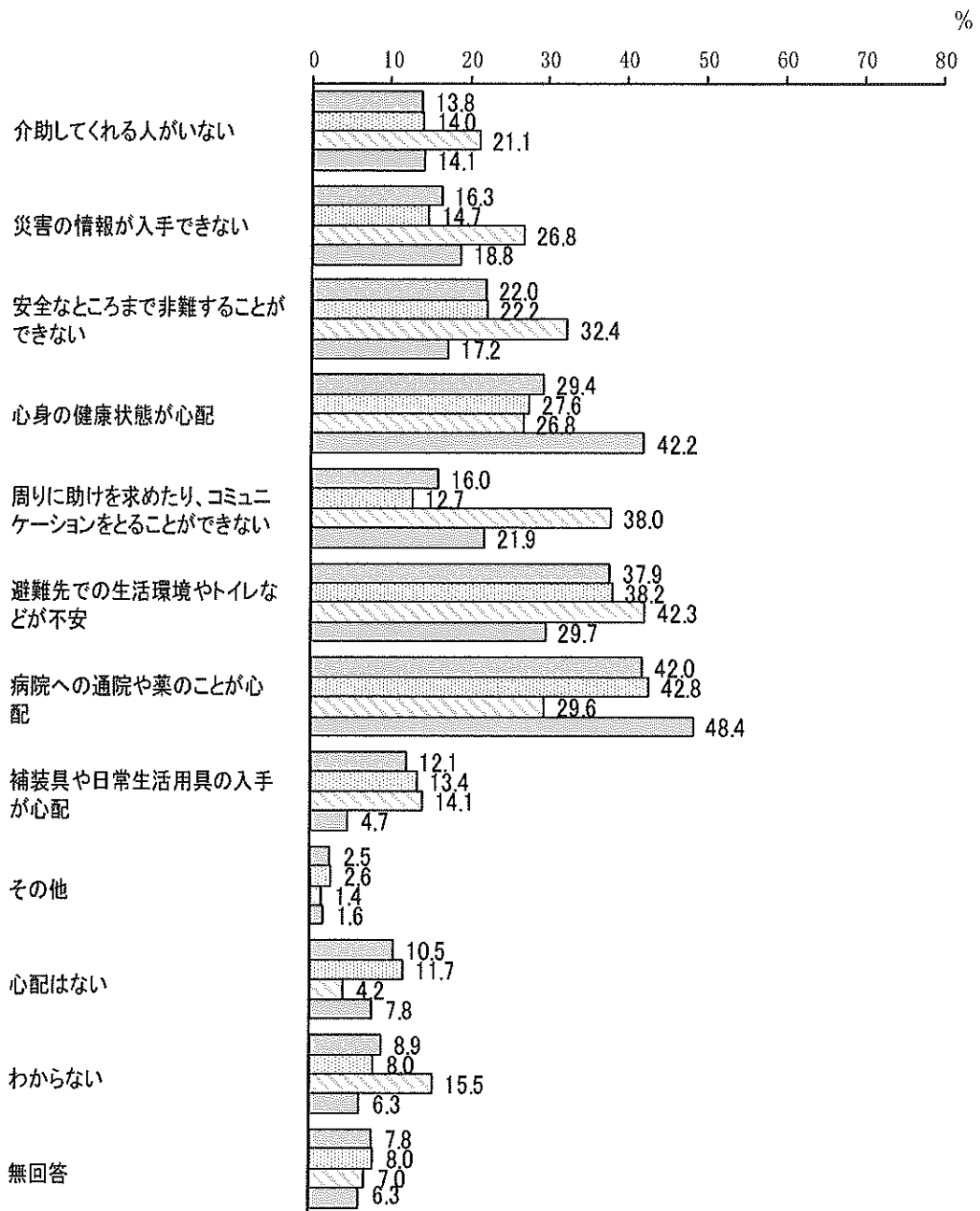
### ■ 家族が不在時に災害が起きた場合、近所に助けてくれる人がいるか



### ■ 「避難行動要支援者台帳」の登録制度を知っているか



## ■大規模災害が発生した場合、不安に思うこと



- 全体 (回答者数 = 564)
- ▨ 身体障害者手帳 (回答者数 = 463)
- ▤ 療育手帳 (回答者数 = 71)
- ▥ 精神保健福祉手帳 (回答者数 = 64)

## 計画策定の経過

笛吹市第4次障害者基本計画は、**笛吹市地域自立支援協議会**＊および同協議会を構成する**専門部会等**＊における意見、またアンケート調査や**パブリックコメント（市民意見提出制度）**＊の実施による一般市民、障がい当事者等の意向も踏まえ計画原案を作成し、**笛吹市障害者基本計画策定審議委員会**＊における審議のうえ、策定に至りました。

### ■ 計画策定の経過

	障害者基本計画 策定審議委員会	笛吹市地域自立支援協議会		その他
		協議会	専門部会等	
R1 年度			第3次計画の評価・検証（当事者・家族部会、事業所連絡会）（1月～7月）	
4月				アンケート調査 4月27日～5月25日
5月				
6月				
7月		15日（水） 第1回協議会 （書面開催）		
8月				
9月	25日（金）13:30 第1回審議委員会		17日（木）当事者・家族部会	
10月			12日（月）事業所連絡会 15日（木）当事者・家族部会	
11月		6日（金）9:30 第2回協議会		
12月			17日（木）当事者・家族部会	
R3 1月	19日（火）13:30 第2回審議委員会			
2月		24日（水）9:30 第3回協議会		●日～●日 パブリックコメント
3月	●日（●）●:●● 第3回審議委員会			



- \* **笛吹市地域自立支援協議会**…障がい者の地域における自立した生活を支えるため、障がい当事者・家族、障害福祉サービス事業者や福祉・医療・教育・雇用等の関係機関が地域の課題を共有し、地域の支援ネットワークの整備やサービス提供体制の確保等について協議を行う場のこと。障害者基本計画の作成および具現化に向けた協議の場でもある。
- \* **専門部会等**…専門部会は、地域自立支援協議会における協議事項について、資料の収集、調査、研究、課題の共有等を行うため必要に応じて設けられる組織で、笛吹市自立支援協議会では、取組の目的、分野、推進主体等に応じて「当事者・家族部会」「相談支援部会」「児童部会」「事業所連絡会」「計画相談連絡会」などがある。
- \* **パブリックコメント（市民意見提出制度）**…笛吹市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、行政運営の公平性や透明性の確保のため、市の政策立案過程に広く市民の意見や提案を反映するための制度。窓口閲覧やホームページへの掲載を通じて、計画案に対する意見を募集した。
- \* **笛吹市障害者基本計画策定審議委員会**…笛吹市障害者基本福祉計画や笛吹市障害福祉計画の策定に関し必要な事項を調査検討するための機関。市民代表者、福祉関係団体代表者、学識経験者、行政職員等で構成される。

### 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属機関・団体名	備考
1	久保田 人司	笛吹市民生委員・児童委員協議会理事	副委員長
2	新沼 洋介	笛吹市障害者団体連絡協議会副会長	
3	土屋 千奈美	笛吹市障害児者家族会会長	
4	滝澤 利恵	笛吹市地域自立支援協議会当事者・家族部会会長	
5	鈴木 勝利	笛吹市地域自立支援協議会相談支援部会会長	
6	古屋 春樹	笛吹市地域自立支援協議会事業所連絡会会長	
7	荻原 智恵	笛吹市地域自立支援協議会児童部会会長	
8	曾根 攻	笛吹市地域自立支援協議会計画相談連絡会会長	
9	荻野 陽子	笛吹市社会福祉協議会事務局長	委員長
10	曾根 修一	笛吹市子ども・子育て会議会長	
11	三井 久美子	笛吹市男女共同参画推進委員会委員長	
12	飯沼 真樹	笛吹市立石和東小学校教諭（学校代表）	
13	飯島 尚美	保健福祉部長	

■ 笛吹市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属機関・団体名	備考
1	久保田 人司	笛吹市民生委員・児童委員協議会理事	会長
2	高橋 由美	田中・高橋法律事務所	弁護士
3	羽田 哲也	笛吹市障害者団体連絡協議会会長	副会長
4	土屋 千奈美	笛吹市障害児者家族会会長	
5	滝澤 利恵	笛吹市障害児者家族会理事	当事者・家族部会部会長
6	山口 寿恵	笛吹市発達障害児者の暮らしを考える会「みるくらぶ」会長	
7	新沼 洋介	当事者	
8	三枝 栄和	当事者	
9	岩間 英輝	山梨県高次脳機能障害支援センター・甲州リハ病院	
10	佐藤 雅俊	障がい者就業・職業支援センターコピット	
11	高杉 香織	山梨県立かえで支援学校進路指導主事	
12	石田 了子	山梨県立高等支援学校桃花台学園進路指導主任	
13	中村 佳栄	峡東保健所精神保健福祉相談員主査	
14	吉村 純	峡東圏域マネージャー	
15	渡邊 由美	療育コーディネーター	
16	長田 優作	笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき	
17	鈴木 勝利	笛吹市社会福祉協議会 支援センターふえふき	相談支援部会部会長
18	小澤 千恵美	笛吹市ふえふき教育相談室	
19	遠藤 栄一	笛吹市生活援護課生活保護担当リーダー	
20	石原 雅也	笛吹市生活援護課生活支援担当リーダー	
21	吉田 孝至	笛吹市子育て支援課子育て支援担当リーダー	
22	神宮寺 里美	笛吹市子育て支援課保育担当リーダー	
23	坂本 明子	笛吹市健康づくり課成人保健担当リーダー	
24	有賀 孝枝	笛吹市健康づくり課母子保健担当	
25	雨宮 秀美	笛吹市地域包括支援センターリーダー	

■ 計画策定事務局の体制

障害者基本計画策定アドバイザー	高木 寛之(山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科講師)
障害者基本計画策定審議委員会事務局	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当
笛吹市地域自立支援協議会事務局	笛吹市障がい者基幹相談支援センター
	障害者支援センターふえふき(笛吹市社会福祉協議会)
	美咲園福祉支援センター(社会福祉法人 美咲会)
	ハーモニー(社会福祉法人 和音の郷)
	ぶどうの里(社会福祉法人 ぶどうの里)

## ■ 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例（令和 2 年笛吹市条例第 7 号）

### （設置）

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号) 第 11 条第 3 項に規定する障害者基本計画(以下「障害者基本計画」という。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に基づく障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査審議するため、笛吹市障害者基本計画策定審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他障害者基本計画及び障害福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

### （組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

### （任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該障害者基本計画又は障害福祉計画の策定事業終了日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴くことができる。

### （庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

### （委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令和 2 年 3 月制定)

## ■ 笛吹市地域自立支援協議会設置条例（令和 2 年笛吹市条例第 8 号）

（設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、笛吹市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事
- (4) 笛吹市障害者基本計画及び笛吹市障害福祉計画の作成及び具体化に関する事。
- (5) 障がいを理由とする差別の解消に関する事。
- (6) 第 7 条に規定する組織が建議又は報告した事項に関する事。
- (7) その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障がい者及び市民を代表する者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会等）

第 7 条 協議会に、第 2 条に規定する協議事項について必要な資料の収集、調査、研究、課題の共有等を行うため、専門部会、連絡会及び支援会議を置くことができる。

（秘密の保持）

第 8 条 委員及び第 6 条第 4 項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令和 2 年 3 月制定）



# 笛吹市第4次障害者基本計画

令和3年3月 笛吹市

笛吹市役所 保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当  
〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 800  
電話 055-262-1273 FAX 055-262-1276